

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を踏まえた今後の方針

令和2年4月9日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻な東京や大阪府、兵庫県などの7都府県を区域として、5月6日までを期限とする緊急事態宣言が令和2年4月7日に発出されました。

とりわけ、感染者の大幅な増加がみられる大阪府に隣接する京都府においても、4月7日時点で、145名の感染者が確認されるなど、深刻な状況となっており、引き続き、感染拡大を防止し、町民生活への影響を最小限に抑えることが最大の命題であり、国、府、医療機関等と一層連携し、さらなる感染症対策に取り組む必要があります。

このため、国の専門家会議の提言や府の専門家会議の意見を踏まえた京都府新型コロナウイルス感染症対策本部の「大阪府、兵庫県等における緊急事態宣言を踏まえた今後の方針」に準じて、京丹波町では当面、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

2 町民等に対する要請

(1) 外出・往来自粛等の要請

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤等、生活の維持に必要な場合を除く不要不急の外出の自粛をお願いします。
- ・特に、緊急事態宣言の発令されている7都府県との不要不急の往来の自粛を強くお願いします。
- ・換気の悪い密閉空間、多くの密集、近距離（密接）での会話の3つの密の条件が重なる場所を徹底して避けていただきますようお願いいたします。
- ・多人数での会食の自粛をお願いします。
- ・10名以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛をお願いします。
- ・学習塾やスポーツクラブ等においても、3つの密を排除する対策を徹底いただきますようお願いいたします。

(2) 大学生等に対する要請

- ・大学生等に対し、休業中は、常に感染拡大を防ぐという思いを持って、懇親会、新歓コンパ等の自粛等、慎重に行動いただきますようお願いいたします。

(3) 物資・物流に関する要請

- ・食料品、日用品等の不要不急の買いだめを自粛するなど、冷静な行動をお願いします。
- ・事業者の皆さんは、価格高騰、買い占め、売惜しみ等が生じないようお願いします。

3 事業者等に対する要請

緊急事態宣言発令対象区域（大阪府、兵庫県）から通勤する従業員の方に対し、

- ・出勤前の体温測定とその結果の上司等への報告、家庭での感染防止に関する周知徹底など体温管理の徹底をお願いします。
- ・時差出勤やテレワークを奨励するなど、通勤による感染拡大の防止措置を徹底いただきますようお願いいたします。
- ・マスクの着用や定期的なドアノブ、手すり等の消毒、こまめな換気など職場における感染拡大防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

4 町主催イベント及び町施設の閉館等

- ・町主催イベントについては、屋外・屋内問わず、原則として当面5月6日（水）まで中止します。
- ・体育館やグラウンド、公民館など町の管理施設については、当面5月6日（水）まで使用を中止します。

使用を中止する施設等

小・中学校の体育館	小・中学校のグラウンド
中央公民館	桧山公民館
梅田振興センター	三ノ宮基幹集落センター
質美振興センター	和知ふれあいセンター
和知生涯学習センター	山村開発センターみずほ
わーふ館	わち地域交流拠点施設 夢広場
上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド
三ノ宮農村公園グラウンド	わちグラウンド
旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	下粟野体育館
須知水辺公園	須知公園

※図書室は、貸出・返却に限り利用できます

5 町立学校等の臨時休業

- (1) 対象校等 町立幼稚園（1園）、町立小学校（5校）、町立中学校（3校）
- (2) 臨時休業の期間
令和2年4月13日（月）から4月26日（日）まで
※終期については、今後の状況に応じて延長することがあります。
- (3) 臨時休業期間中の学校教育活動
週に1日の登校日を設け、児童生徒の健康観察や学習状況の確認等を行います。
（通常登校、午前中2時間程度）
※今後の状況に応じて変更することがあります。
- (4) 町立幼稚園での「保育を必要とする園児の受け入れ」
保育を要する園児や預かり保育の登録園児については、可能な限り家庭保育の協力を依頼したうえで、保育の必要な園児の受け入れを実施いたします。
- (5) 町立保育所の対応
通常開所としますが、可能な限り家庭保育の協力を依頼します。

6 放課後児童クラブ（のびのび児童クラブ）

- ・町立小学校の臨時休業に伴い、春休み等の学校休業日と同様に、午前8時30分から午後6時まで、引き続き開設いたします。ただし、感染拡大防止のため、家庭保育の協力を依頼いたします。

7 庁内体制等

- ・府域における緊急事態宣言発出に備え、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実施体制を構築するとともに体制強化を図っています。

8 京都府との連携

- ・緊急事態宣言発出に伴い、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部と一層緊密に連携するとともに、府に準じた対応をいたします。